吸収合併に関する事後開示書面

2026年4月3日

株式会社ＡＩＲＭＡＮ

2026年4月3日

新潟県燕市下粟生津3074番地
株式会社ＡＩＲＭＡＮ
代表取締役社長　佐藤 豪一

吸収合併に関する事後開示書面

（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面）

株式会社ＡＩＲＭＡＮ（以下「当社」といいます。）は、イーエヌシステム株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）と2025年11月25日付で締結した合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、イーエヌシステム株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本合併に関する事後開示をいたします。

１．本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年4月1日

２.吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項(会社法施行規則第200条第２号)

（１）株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の２）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（４）債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法789条の規定に従い、2026年2月27日付の官報及

び催告書により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

３．当社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第３号）

（１）株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の２）

当社において、本合併は会社法第 796 条第２項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

当社において、本合併は会社法第 796 条第２項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

（３）債権者の異議手続の経過（会社法第 799 条）

当社は会社法第 799 条の規定に従い、2026 年２月 27 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

４．当社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第４号）

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年４月１日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を継承いたしました。

５．吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第５号）

別紙のとおりです。

６．吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第６号）

本合併による当社の変更登記申請及び吸収合併消滅会社の解散登記申請は、2026 年４月 10 日に行う予定です。

７．その他合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第７号）

当社は、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。

なお、2026 年２月 27 日付の官報および電子公告により当社の株主に対して、本合併に関する公告を行ったところ、当社の株主から本合併に対する反対の意思の通知はありませんでした。

以上

別　紙

吸収合併に関する事前開示書面

2026年2月27日

株式会社ＡＩＲＭＡＮ

イーエヌシステム株式会社

2026年2月27日

新潟県燕市下粟生津3074番地
株式会社ＡＩＲＭＡＮ
代表取締役社長　佐藤 豪一

新潟県燕市下粟生津3013番地1
イーエヌシステム株式会社
代表取締役社長　中山 渉

吸収合併に関する事前開示書面

（吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面）
（吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面）

株式会社ＡＩＲＭＡＮ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びイーエヌシステム株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、2025年11月25日付で合併契約書を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に規定する略式合併となります。

１．吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2025年11月25日付で合併契約書を締結いたしました。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

３．合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４．新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項

（１）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

（２）吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙２のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

６．債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

以上のことから、本合併効力発生日以後における、吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

７．事前開示開始日後の上記事項の変更

事前開示開始日後に、上記の事項に変更が生じたときは、変更後の当該項を直ちに開示いたします。

以上

別紙１　吸収合併契約書

合　併　契　約　書

株式会社ＡＩＲＭＡＮ（以下「甲」という。）とイーエヌシステム株式会社（以下「乙」という。）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第１条　甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（合併対価の不交付）

第２条　甲は、乙の全株式を所有しているので、本合併に際して対価の交付は行わない。

（合併承認総会等）

第３条　甲は、会社法第７９６条第２項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

２　乙は、会社法第７８４条第１項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

第４条　本合併の効力発生日は、2026年４月１日とする。但し、合併手続の進行上の必要性その他の事由があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第５条　乙は、2025年12月31日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、以後その資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明確にし、効力発生日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理等）

第６条　甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重要なる影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

（本契約規定以外の事項）

第7条　本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨にしたがって甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

2025年11月25日

（甲）　住所　新潟県燕市下粟生津~~3037番地~~3013番地
商号　株式会社ＡＩＲＭＡＮ
代表者　代表取締役　佐藤 豪一

（乙）　住所　新潟県燕市下粟生津3013番地１
商号　イーエヌシステム株式会社
代表者　代表取締役　中山 渉

別紙２　吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

第　43　期

計算書類等

自　2025年 1月 1日
至　2025年12月31日

イーエヌシステム株式会社

１．会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　800株

（2）発行済株式の総数　　200株

（3）株主数　　1名

（4）大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＡＩＲＭＡＮ	200株	100%

２．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中　山　涉	－
取　締　役	金　子　克	株式会社AIRMAN　取締役生産本部長
取　締　役	笠　輪　信　彦	株式会社AIRMAN　執行役員管理本部長
取　締　役	高　井　一　嘉	株式会社AIRMAN　執行役員東日本営業部長
取　締　役	増　田　功	株式会社AIRMAN　執行役員開発部長
監　査　役	金　井　潤　一	株式会社AIRMAN　取締役(常勤監査等委員)

貸借対照表

第43期

（2025年12月31日 現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,971,602**	**流動負債**	**1,106,961**
固定資産	**1,977,918**	賞与引当金	66,922
		製品保証引当金	2,070
		その他	1,037,969
		固定負債	**178,499**
		退職給付引当金	144,226
		株式給付引当金	33,147
		その他	1,124
		負債合計	**1,285,460**
		株主資本	**5,643,867**
		資本金	10,000
		利益剰余金	5,633,867
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	5,631,367
		（うち当期純利益）	349,376
		評価・換算差額等	**20,192**
		その他有価証券評価差額金	20,192
		純資産合計	**5,664,060**
資産合計	**6,949,521**	**負債及び純資産合計**	**6,949,521**

損益計算書

第43期

（2025年 1月 1日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**9,704,971**
売上原価		**8,861,194**
売上総利益		**843,776**
販売費及び一般管理費		**360,102**
営業利益		**483,674**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,051	
その他	2,137	6,189
営業外費用		
支払利息	60	60
経常利益		**489,804**
特別損失		
固定資産処分損	567	567
税引前当期純利益		**489,236**
法人税、住民税及び事業税	170,330	
法人税等調整額	△30,470	139,860
当期純利益		**349,376**

株主資本等変動計算書

第43期

（2025年 1月 1日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,000	2,500	5,352,591	5,355,091	5,365,091
当期変動額					
剰余金の配当			△ 70,600	△ 70,600	△ 70,600
当期純利益			349,376	349,376	349,376
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	278,776	278,776	278,776
当期末残高	10,000	2,500	5,631,367	5,633,867	5,643,867

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
期首残高	11,202	5,376,293
当期変動額		
剰余金の配当		△ 70,600
当期純利益		349,376
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,990	8,990
当期変動額合計	8,990	287,766
当期末残高	20,192	5,664,060

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①　製品、原材料、仕掛品	総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
②　貯蔵品	最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　３～45年 機械及び装置並びに車両運搬具　　２～15年
②　無形固定資産(リース資産を除く)	定額法 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
③　リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 定額法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①　賞与引当金	従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
②　製品保証引当金	製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌事業年度以降の保証期間内の費用見積額を計上しております。
③　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から中小企業退職金共済制度における給付相当額を控除した額を計上しております。退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
④　株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため､当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な財又はサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：履行義務の充足時に収益を認識する

製品及び部品の販売

当社は、高所作業車等の建設機械の製造及び販売を主な事業とし、これらの製品及び部品の販売については、製品及び部品の引渡時点において顧客が当該製品及び部品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び部品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、国内販売においては「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品及び部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、製品及び部品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品及び部品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から１年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

普通株式　200株

株式の種類	当会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度
普通株式(株)	200	－	－	200

(2) 配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年2月21日定時株主総会	普通株式	70,600	353,000	2024年12月31日	2025年２月28日

②　基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年2月24日定時株主総会	普通株式	104,800	524,000	2025年12月31日	2026年２月26日

監　査　報　告　書

2025年1月1日から2025年12月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査の方法及びその内容

私は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会等の会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．　監査の結果

（１）　事業報告の監査結果

事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年 2月 17日

イーエヌシステム株式会社

監査役　金井潤一